

調査の概要

昭和15年国勢調査の概要

わが国の国勢調査は、つぎに示すように大正9年の第1回国勢調査以来5年目ごとに行なわれてきたが、昭和15年国勢調査はその第5回目の定期調査にあたる。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日

なお朝鮮、台湾、樺太、南洋群島、関東州の旧外地においてもつぎに掲げるようにそれぞれ国勢調査が行なわれた。また国勢調査と並行して在外本邦人の調査も行なわれた。

調査の名称	調査の期日
朝鮮昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
台湾昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
樺太昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和15年島勢調査	昭和15年10月1日
昭和15年関東州国勢調査	昭和15年10月1日

調査の期日

昭和15年国勢調査は、昭和15年10月1日午前零時現在によって行なわれた。調査の期日は、第1回国勢調査以来、一貫して10月1日であった。調査の期日を10月1日に選んだ事情は、「大正9年国勢調査報告記述編」に詳しく説明されている。

調査の根拠法令

昭和15年国勢調査は、「国勢調査ニ関スル法律」(明治35年法律第49号、改正大正11年法律第51号)にもとづいて施行された定期大調査である。「国勢調査ニ関スル法律」によれば、国勢調査は、10年ごとに本調査が、また中間5年目に簡易調査が行なわれることになっている。すなわち、各国調査のうち大正9年および昭和5年の各国勢調査が同法による本調査であり、大正14年および昭和10年の各国勢調査が簡易調査である。

昭和15年国勢調査を実施するため、「国勢調査ニ関スル法律」にもとづき、つぎの勅令、閣令および訓令が制定された。

- 昭和15年国勢調査施行令(昭和15年勅令第343号)
- 昭和15年国勢調査施行規則(昭和15年閣令第6号)
- 昭和15年国勢調査施行心得
(昭和15年内閣訓令第2号)

また、外地における昭和15年国勢調査の実施に際しては、昭和15年国勢調査施行令にもとづき、つぎの府(庁)令および訓令が制定された。なお関東州については、「関東州国勢調査令(昭和14年勅令第310号)」にもとづく局令および局訓令が制定された。

- 朝鮮総督府
 - 朝鮮昭和15年国勢調査施行規則
 - 朝鮮昭和15年国勢調査地方事務取扱規程
- 台湾総督府
 - 台湾昭和15年国勢調査施行規則
- 樺太庁
 - 樺太昭和15年国勢調査施行規則
 - 樺太昭和15年国勢調査施行心得
- 南洋庁
 - 昭和15年島勢調査規則
 - 昭和15年島勢調査事務取扱規程
- 関東局
 - 昭和15年関東州国勢調査規則
 - 昭和15年関東州国勢調査施行細則

調査の事項

昭和15年国勢調査では、後に述べるような調査票により、つぎに掲げる事項について調査を行なった。

1. 氏名
2. 世帯における地位
3. 男女の別
4. 出生の年月日
5. 配偶の関係
6. 所属の産業および職業
 - (1) 現在の所属の産業および職業
 - (2) 昭和12年7月1日の所属の産業および職業
7. 内閣総理大臣の指定する技能(指定技能)
8. 兵役の関係
9. 出生地
10. 本籍地
11. 民籍または国籍

つぎの者については、第6号の(2)および第7号の事項は調査しない。

- a. 現役軍人および応召中の在郷軍人
 - b. 陸海軍の艦船に乗組中のもので、現役軍人または応召中の在郷軍人でないもの
 - c. 従軍中の軍属、従軍報道班員、従軍神官、神職および従軍宗教学家で帝国版図外に現在するもの
- また、外国人については第7号、第8号および第10号の事項は調査しない。

これらの調査事項は、銃後一般の者（内地に現在する者で現役軍人または応召中の在郷軍人でないもの）については、世帯主または世帯の管理者が、また上記の軍人、軍属等については、関係縁故世帯主または関係縁故世帯の管理者が自ら記入して申告する自計申告方式をとった。

昭和15年国勢調査における調査事項のうち注目すべき特色は、第1に、指定技能（指定の職業および指定

昭和15年国勢調査の外地における調査事項

Table with columns for Survey Items (調査事項) and Regions (地域) including Korea, Taiwan, Manchuria, and Kanto. Rows include Name, Household Status, Gender, Birth Date, Spouse, Industry, Skills, Military, Birthplace, Nationality, Race, Marriage, Children, Language, Education, Residence, Migration, and Travel.

- (注) 1) 出生の年月。 2) 現役軍人、応召中の在郷軍人、軍人以外の艦船乗組員および内地または外地以外の地域において従軍中の軍属、報道班員、宗教家については調査しない。 3) 外国人については調査しない。 4) 島民および外国人については調査しない。 5) 内地人以外の者については調査しない。 6) 満州人および中国人以外の外国人については調査しない。 7) 内地人については調査しない。 8) 満州人および中国人以外の者については調査しない。

の学歴) および兵役の関係について調査したことであり、第2に、現在の経済活動にあわせて昭和12年7月1日現在における活動についても調査した点である。第3に、配偶関係について有配偶における届け出の有無を調査した点である。

なお、昭和15年国勢調査の外地における調査事項を示すと下表のとおりであった。

調査の組織

内地における調査は、当時の内閣統計局が主管し、外地における調査は、それぞれ当時の朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、南洋庁および関東局が主管した。すなわち内地における調査は、内閣統計局を主管部局とする内閣総理大臣一府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。また、各府県には国勢調査の事務を処理するため臨時国勢調査部がおかれた。実地調査は、昭和15年国勢調査のため任命された 253,690人(概数)の国勢調査員がこれにあたった。

このほか、国勢調査と並行して、在外本邦人の調査を外務省において施行した。ただし、当時の在満州国本邦人については、満州国政府において調査した。

調査の方法

1. 調査区

調査を実施するに先立ち、調査の全域にわたって昭和15年国勢調査のための調査区が設定された。設定の基準はつぎのとおりである。

- (1) 調査区は1人の国勢調査員が1日中に、区内各世帯に申告書用紙を配付またはしゅう集し得る範囲であること。 (2) 調査区の区域は、なるべく大字・小字など地理上独立の称呼を有する地域により、これによることができないときは、山岳・丘陵・河川・溝渠・道路・通路・鉄道・電信・電話線など判明なるもので境界とすること。 (3) 多数の人員が集合・居住する官公私の場合、たとえば寄宿舎・病院・旅館・下宿屋・合宿所など、または船舶の存在する場所は、その人員に応じて調査区を設定すること。 (4) 特殊の事情があつて、分割しないほうが便利な場合には、1町村をもって1調査区にすること。

このようにして設定された調査区数は210,650調査区(概数)で、昭和15年国勢調査の実施の基礎となり、原則として1調査区に1調査員を配置した。

2. 申告書

昭和15年国勢調査に用いられた申告書は、1世帯ごとに記入する世帯票で、付録として掲げた様式のものである。なお、申告書のほかに照査表が各調査区ごとに作成され、世帯および世帯人員の確認に役立てられた。

3. 準備調査

国勢調査員は、昭和15年9月21日より同月30日までの間に受持調査区内の各世帯を巡回して、世帯および世帯人員を確認し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、申告書用紙を配付して記入を依頼した。この

際、国勢調査員は受持調査区内の世帯の申告義務者の氏名、世帯人員概数および必要な申告書用紙の枚数を照査表に記入するとともに、実地調査の目印として世帯番号札を各世帯の門口に貼布した。さらに世帯所在地の地番号ならびに準世帯については、その種類および名称を調査した。

4. 実地調査

実地調査は、昭和15年10月1日(調査日)から10月7日までの1週間にわたって行なわれた。この期間に調査員は、ふたたび担当調査区内の各世帯を訪問し、申告義務者が作成した申告書を受け取り、検査するとともに記入不備の点があれば、申告義務者に訂正させ、または質問の上訂正した。

申告書の検査の際は、申告書の記入と準備調査で作成した照査表とを照合し、必要な訂正を行なった。

集計および集計結果

昭和15年国勢調査の結果は、内閣統計局において機械集計された。

昭和15年国勢調査の結果は、昭和16年4月に道府県・郡島しょ・市区町村別人口を官報で公表し、ついで昭和16年5月に「昭和15年国勢調査内地人口数(市区町村別)」を刊行したが、その他の集計結果は戦時下の特殊事情によって公表されず結果原表として本局に保管され現在にいたつたのである。その間昭和24年3月に戦時中および終戦直後の人口に関する諸調査結果の摘要とともに昭和15年国勢調査結果の一部が「結果報告摘要」として刊行されたにすぎなかった。

調査の範囲

昭和15年国勢調査における調査の範囲は、各回の国勢調査のそれとはいちじるしい相違があり、戦時下における事情を反映して広範囲にわたっていた。

1. 地域範囲

昭和15年国勢調査は、これまでに行なわれてきた大正9年、大正14年、昭和5年および昭和10年の国勢調査と同様に、「国勢調査ニ関スル法律」(明治35年法律第49号改正大正11年法律第51号)にもとづいて施行されたが、その規定によると国勢調査は「帝国版図内ニ施行ス」となっていた。したがって旧内地の沖縄を含む47道府県のみならず、朝鮮、台湾および樺太の旧外地を含めて行なわれた。また帝国版図外の地域においても、これと並行して、同時期に関東州(租借地)および南洋群島(委任統治領)について調査が行なわれた。なお昭和15年国勢調査と並行して、外務省において在外本邦人調査も行なっている。

この報告書では、各回調査結果との比較を可能なら

統計原表と報告書収

統計原表		表章単位
原表名		
第一表 年令ニ依リ分チタル人口 (内地人ノミ)	{ 全 国 ・ 道 府 県 ・ 郡 市 区	
第二表 産業 (大分類), 年令及配偶関係ニ依リ分チタル人口 (内地人ノミ)	{ 全 国 ・ 道 府 県 ・ 郡 市 区	
第三表 産業 (大分類) ニ依リ分チタル人口 (外国人ヲ除ク)	{ 全 国 ・ 道 府 県 ・ 郡 市 区	
第四表 産業 (小分類), 年令, 事業上ノ地位 (事業主, 家族従業者, 其ノ他ノ有業者) ニ依リ分チタル人口 (外国人ヲ除ク)	{ 全 国 ・ 道 府 県	
第五表 現産業 (中分類), 職業 (小分類), 年令ニ依リ分チタル人口	{ 全 国 ・ 道 府 県	
第六表 産業 (小分類), 職業 (小分類), 年令及兵役関係ニ依リ分チタル人口 (外国人ヲ除ク)	全 国	
第七表 産業 (中分類), 年令, 経験年数ニ依リ分チタル指定ノ現職業者 (外国人ヲ除ク) (欠)	全 国	
第八表 産業 (中分類), 職業 (小分類), 年令, 経験年数ニ依リ分チタル指定ノ前職業者	全 国	
第九表 産業 (中分類), 職業 (小分類), 年令ニ依リ分チタル指定ノ学歴者 (外国人ヲ除ク)	全 国	
第十表 民籍及国籍ニ依リ分チタル帝国版図内ノ人口及世帯	{ 内地・朝鮮・台湾・樺太・関東州・南洋群島 全 国 ・ 道 府 県 ・ 郡 ・ 市 区 町 村	
第十一表 世帯及人口	全 国	
第十二表 民籍及年令ニ依リ分チタル人口	全 国	
第十三表 本籍者ヲ現在地ニ依リ分チタル人口	全国・道府県・樺太	
第十四表 本籍者ヲ現在地及産業 (中分類) ニ依リ分チタル男子人口	全国・道府県	
第十五表 本籍者ヲ現在地ニ依リ分チタル人口	六 大 都 市	
第十六表 年令ニ依リ分チタル人口 (A内地人, B朝鮮人, C其ノ他ノ外地人)	{ 全 国 ・ 道 府 県 ・ 郡 市 区	
第十七表 産業 (大分類), 年令及配偶関係ニ依リ分チタル人口 (内地人ノミ)	{ 全 国 ・ 道 府 県 ・ 郡 ・ 市 区	
第十八表 未 集 計		
第十九表 産業 (小分類), 年令, 事業上ノ地位 (事業主, 家族従業者, 其ノ他ノ有業者) ニ依リ分チタル人口 (外国人ヲ除ク)	{ 全 国 ・ 道 府 県	
第二十表 産業 (小分類), 職業 (小分類), 年令及兵役関係ニ依リ分チタル人口 (欠)	全 国	
第二十一表 産業 (小分類), 職業 (小分類), 年令ニ依リ分チタル内地在住ノ朝鮮人 (欠)	全 国	
第二十二表 国籍ニ依リ分チタル外国人	全 国	
第二十三表 民籍及年令別軍人, 軍属其ノ他	全 国	

注) 備考欄の※印は統計表作成に使用したそのほかの統計原表の番号を示す。

載の統計表との対照表

巻別	報告書収載の統計表名	表章単位	備考
II	第2表 産業 (大分類), 年令 (5才階級), 配偶関係 (3区分) および男女別有業者数——全人口, 銃後人口	全	※ 17
	第3表 産業 (大分類), 年令 (5才階級) および男女別有業者数——銃後人口	全・県・郡・市区	
II	第1表 産業 (大分類) および男女別有業者数——銃後人口	全・県・郡・市区	
II	第4表 産業 (中分類), 事業上の地位 (3区分) および男女別有業者数——銃後人口	全・県	
	第5表 産業 (小分類), 年令 (10才階級) および男女別有業者数——銃後人口	全	
III	第1表 現産業 (中間分類), 前産業 (中間分類), 年令 (10才階級) および男女別人口——銃後人口	全	
III	第5表 産業 (中分類), 職業 (中分類) および男女別有業者数——銃後人口	全	
	第2表 職業 (小分類), 年令 (5才階級) および男女別人口——銃後人口	全	
III	第3表 職業 (中分類), 年令 (10才階級) および男女別指定の前職業者数——銃後人口	全	
III	第4表 職業 (中分類), 年令 (10才階級) および男女別指定の学歴者数——銃後人口	全	
I	第5表 民籍または国籍および男女別人口——全人口	全	※ 22
I	第1表 世帯および男女別人口——全人口	全・県・郡・市区町村	
I	第6表 本籍地, 現在地および男女別人口——全人口	全・県	
I	第2表 年令 (各才) および男女別人口——全人口	全	
	第3表 年令 (5才階級) および男女別人口——全人口	全・県	
I	第4表 年令 (5才階級), 配偶関係 (3区分) および男女別人口——全人口	全・県	
	第4表 産業 (大分類), 年令 (5才階級), 配偶関係 (3区分) および男女別有業者数——全人口, 銃後人口	全	※ 2
I	第5表 民籍または国籍および男女別人口——全人口	全	※ 10

しめるため、旧内地より沖縄県を除いた46道府県の調査結果を用いることとした。しかし、集録の統計表のなかには結果原表の関係から沖縄県が除かれていないものがあるから注意されたい。

2. 調査の対象

昭和15年国勢調査では、これまでに行なわれてきた調査と同様に帝国版図内に現在した人口をすべて調査したのであるが、そのほか帝国版図外にある下記の軍人・軍属等についても調査した。ただし後者は調査の時期すなわち10月1日午前零時にその現在する場所がどこであってもすべて縁故世帯の一員として調査されたのである。

- 現役軍人および応召中の在郷軍人。
 - 陸海軍の艦船に乗組中のもので現役軍人または応召中の在郷軍人でないもの。
 - 従軍中の軍属、従軍報道班員、従軍神官、神職および従軍宗教家で帝国版図外に現在するもの。
- なお本書において、「銃後人口」と称するものは内地に現在した者で現役軍人または応召中の在郷軍人でないものをいい、この銃後人口と上記の軍人、軍属等を合わせたものを「全人口」と称している。したがって、全人口には内地外にいた軍人、軍属等を含んでいることが昭和15年国勢調査の特色となっている。

用語の解説

1. 年 令

昭和15年国勢調査で表章されている年齢は、調査日（昭和15年10月1日）現在による満年齢である。なお、数え年別の集計もあわせて行なわれたが、本書には掲載していない。

2. 配偶関係

昭和15年国勢調査における配偶関係は、届け出の如何にかかわらず、調査時の実際の状態によることとし、したがって、内縁関係の場合でも有配偶に含まれる。配偶関係は、つぎの3種類に分けられるが、有配偶については婚姻の届け出の有無別に2区分した。

- 未婚……まだ結婚したことのないもの。
有配偶……現に配偶者のあるもの。
死離別……配偶者に死別または離別して現に独身のもの。

3. 有 業 者

昭和15年国勢調査では、全人口をほぼ平常の職業の有無によって有業者と無業者とに区別するいわゆる「有

業者方式」によっており、戦後の調査にみられる、調査期日前1週間の状態によって労働力・非労働力等の区分をするものとは異なっていた。

昭和15年の有業者および無業者は、それぞれ現行の国勢調査でいう労働力および非労働力にほぼ相当するが、戦後の「労働力人口」と当時の「有業人口」とは下記の点で相違する。

- 昭和15年の「有業人口」には一時的に家族の家業を補助する者、学生や家庭の主婦などで片手間に職業に従事する者などは含まないが、「労働力人口」には本業・副業あるいは内職などの如何をとわず1週間に少しでも収入のある仕事に従事した者はすべて含まれる。
 - 「有業人口」には前職の経験がなく、はじめて就業するために仕事を探していた者、つまり前職のない失業者を含んでいないが、「労働力人口」にはそれが含まれる。
 - 「有業人口」は年齢の制限がなく年少の有業者を含んでいるが、「労働力人口」は一定以上の年齢にかぎられる。
- ### 4. 産 業

従業者の産業は、調査日現在その人が働いていた事業所の事業の種類により、調査の時期に休んでいた人の産業は、ふだんその人が働いている事業所の事業の種類によって、それぞれの項目に分類された。働いている会社、工場などが2つ以上の事業部門をもつ場合には、その人が現に働いている部門の事業の種類によった。また、事業所が2種類以上の事業を営んでいる場合には、おもな事業の種類によった。現役兵、応召中の軍人および帝国版図外に従軍中の軍属、報道班員、神官、神職および宗教家については、入営・入団・応召または従軍直前の状態によって事業の種類をきめた。産業分類は、昭和15年1月22日内閣統計局、企画院、大蔵・農林・商工・厚生各省間の協定によって作成された「標準工業分類」に主として準拠して、10の大分類、129の中分類および497の小分類から構成されていた。したがって、工業偏重のきらいがあり、他の産業部門との均衡がとれていない点は、この分類の大きな特徴であるとともに欠点でもある。

本分類と昭和5年分類との関係は、大分類については全く同じであり、中分類は昭和5年分類の42に比べて129と非常に多くなっている。これはこの分類に「標準工業分類」が採用されたため、工業部門が極度に細分され100の中分類に区分されたためである。

また、この分類には工業にかぎり中間分類と称する11の項目（金属、機械器具、化学、ガス、電気および水道業、窯業および土石、紡織、製材および木製品、

食料品、印刷および製本、土木建築、その他)が、とくに設けられていた。すなわち大分類と中分類の中間にあたる分類であって、大正9年および昭和5年分類の工業中分類項目に相当するものである。小分類項目は、昭和5年分類の280に比し非常に増加したが、これは中分類の場合と同様に工業部門が307の小分類に区分された結果で、そのため小分類項目総数の約3分の2は工業によって占められたのである。

なお、銃後人口については、日華事変直前の状況に対する15年当時の就業変動をみるために、とくに昭和12年7月1日現在の産業・職業も調査された。

5. 事業上の地位

事業上の地位は、従業者の者については、昭和15年10月1日現在その人が働いていた事業所における地位により、休業中の者については、その人がふだん働いている事業所における地位によって、つぎの3つに区分した。

- 事業主……個人で事業を営んでいる人をいい、雇用者を使用しているか否かは問わない。
家族従業者……同一世帯の世帯員で世帯主または他の世帯員の経営する事業に従事している人をいう。

その他の有業者……事業主・家族従業者以外のすべての有業者をいう。すなわち個人経営の商店・工場・医院・法律事務所など、および法人組織の会社・組合・その他の団体に雇用されて賃金・給料などをうけている人、ならびに国、道府県、市区町村に雇用されて賃金・給料などをうけている人をいう。

6. 職 業

職業は、従業者の者については、調査日現在その人が働いていた事業所で実際に従事していた仕事の種類によりその分類項目をきめた。その事業所で2種類以上の仕事に従事していた場合には、おもな仕事の種類によっている。

現役兵、応召中の軍人および旧帝国版図外において従軍中の軍属、報道班員、神官、神職および従軍中の宗教家については、入営・入団・応召または従軍直前の状態によって仕事の種類をきめた。

職業分類は、昭和15年国勢調査の結果表章に用いるためとくに作成された「昭和15年国勢調査職名表」によるもので、5つの大分類、45の中分類および439の小分類から構成されている。

分類の詳細については、「昭和15年国勢調査報告第三卷」を参照されたい。